

障がい者について思うところ

1. はじめに

「障害者自立支援法」法案を知っていますか？

今、障がい者（病気や障害を典型とする諸要因によって、生命力から知性にいたるなんらかの能力のうえでの弱者となる人々）をとりまく社会の構成員一人ひとりが、障がい者について考え、対話し、各々の価値観を広げなければ、取り返しのつかないことになってしまうのではないか、という危機感と焦りからこの勉強会を始めたいと思う。

どのような障がい者への政策・制度を構想するにしても、障がい者問題の核心となる、能力主義とどう付き合うか、という問題から考えなくてはならない。

また、この勉強会の参加者には、障がい者を保護や援助を受ける対象者という視点だけでとらえずに、障がい者は社会で生活している具体的な主体である、という視点を持ち続けることを要請したい。

2. 障害を持つ、障がい者として生きるということ

(1) 障害者とは

「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」（障害者基本法）

身体障害者（身体障害者福祉法）、知的障害者（知的障害者福祉法）、精神障害者（精神保健福祉法）とそれぞれの根拠法に基づき規定されている。（資料2）

(2) 障害の構造的理解

機能障害（下肢のまひ）

→能力障害・活動制限（歩行できない）

→社会的不利・参加制約（スポーツが楽しめず、友達がいない）

(3) ‘当事者の声’より

☆「そこに見ている人たちはある未知の意味によって私と関係しているのですが、この意味は私を遠くからすっかり包み込み、わたしにまわりつき、私をつらぬき、起床から就寝にいたるまで私をいわばその支配下におくのです。」

3. 日本の障害者の実態と障害者福祉

(1) 日本の障害者の実態

- ・高齢社会に起因する身体障害者が増えている（資料3, 4）
- ・障害者の雇用・所得の問題（資料5）
- ・精神障害者について

(2) 障害者福祉政策の変遷

① 戦後から、国際障害者年を経て現在までの障害者福祉の歴史は6つの時代に分けられる。(資料 6-3 参照)

② 障害者福祉に大きな影響を与えた5つの思想 (資料 6-2)

* 基本的人権 (「知的障害者の権利宣言」1971、「障害者の権利宣言」1975)

* ノーマライゼーション：障がい者の生活条件をノーマルにしていく環境を提供していく、という考え。(資料 6-1)

* リハビリテーション：「一度失った地位、特権、財産、名誉などを回復すること」を目指し、運動機能だけでなく全人間的な復権を目指す。

* 自立生活：「日常生活の自立」という自立観ではなく、「生活の質の充実」を自立として考える。

* エンパワーメント：問題を抱えた人自身が、自己決定、問題解決能力をつけていく、という考え方。

しかし、「優生思想」や「社会的防衛思想」といった、障がい者の基本的人権を侵害する思想も社会に根強く存在する。

(3) 障害者自立支援法とは？

厚生労働省のグランドデザインとそれに基づく障害者自立支援法案の三つの視点

* 障害保健福祉の一元化→障害の種別を問わず実施主体は市町村。

狭間の障害者問題は解決されず

* ADL 自立や職業自立へのやり戻し

* 給付の重点化・効率化→認定審査会・応益負担金とはなにか？

(応能負担から応益負担への移行の問題)

4. 能力にもとづく差別の廃棄へ向けて

これまで、能力主義が果たしてきた役割の大きさは誰もが認めることであろう。しかし、障がい者の尊厳の回復・創出のためには、個人の能力差を特定しつつも、この特定による差別には至らない能力観、能力を個人の所有物としてのみとらえない能力観の構想が必要となる。

(1) ロールズの格差原理

・「正義に適う貯蓄原理と矛盾せず、最も恵まれない人の利益を最大化する」

・「自然の才能の配分を共有資産とみなすことに同意し、この配分の便益が何になろうともその共有に同意する。」

しかし、この場合、便益や社会的基礎財が再配分されるにとどまり、能力は個人に還元されるどころから脱していない。

そして、ロールズ自身が述べる「すべての人は、正常範囲内の肉体的必要性や心理的能力を持っている、と私は想定する。だから、特別のヘルスケアや精神障害者の処遇に関する問題は生じない。こうした困難な場合の考察は、われわれを正義論を超えたところへ連れて行き…、われわれと隔たった人々を考えざるを得なくし、われわれの道徳的知覚を混乱させる」という障がい者の排除につながり、能力による差別は克服されないのである。

(2) センの基本的潜在能力

・財の配分を「ひとの「機能」…、すなわち彼/彼女の所有する財を用いて人は何をなしうるか」という観点でとらえる。

・「人間の多様性に注目し、それぞれの多様性の中で人がなしうる機能が平等に分配され、選択できる自由の幅を等しくする。」

このようなセンの考えでは、能力のもたらす有利さを「人と財との間の関係性」に求めるので、能力を内と外との関係性に求め差別の原因を個人所有の能力差に求めることはできなくなる。

センの考えには、能力の補填に人的要因が含まれていないなどの問題もあるが、能力を個人の所有物としてのみとらえない、「当該者個人の自然性と諸環境や他者との相互関係自体」と把握することのできる能力観への第一歩となろう。

5. おわりに

今回触れられなかったが、今後の障がい者支援において、ボランティアやNPOの支援活動や政策提言機能が注目される。障がい者と出会い、関わる場としてのボランティア活動をする自由は私たちにあるのか？ということを考えてみよう。私たち（健常者とよばれるであろう者）は障がい者とともに生きるということについて不自由であることを自覚する必要がある。

【参考文献・資料】

竹内章朗『いのちの平等論 現代の優生思想に抗して』岩波書店 2005

秦安雄・鈴木勉・峰島厚編『講座発達保障 3 障害者福祉学』全障研出版部 1998

佐藤久夫・小澤温著『障害者福祉の世界』有斐閣アルマ 2003

アマルティア・セン『不平等の再検討』岩波書店 1999

興 寛『希望への力 地球市民社会のボランティア学』光生館 2003

*尾上浩二『『障害者自立支援法案なにが問題なのか』』

*福島智『『今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）』に関する意見』

（*立岩真也 HP <http://www.arsvi.com> 「障害者自立支援？法、最初っからやり直すべし！」より）

「障がい者福祉改革の岐路 ―自立支援法の課題― 福島智東大助教授に聞く

応益負担金の発想に疑問 審査会に障害者を加えよ」朝日新聞 2005年4月19日付

**「障害者自立支援法案による改革 『地域で暮らす』を当たり前」

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

**「平成13年度障害者実態調査」

（**厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp> より）

「改革のポイントとそれぞれの問題点」

DPI 日本会議 HP <http://www.dpi-japan.org/>より

内閣府「障害者白書 平成17年度版」